

米国とアジア、オーストラリア、ニュージーランドまたは太平洋諸島間の 航空券を購入した場合、 集団訴訟の和解金を受け取ることができます。

本通知は、連邦裁判所の承認を受けています。これは、勧誘ではありません。

- 太平洋を横断する航空券の価格に関係する訴訟は、ニュージーランド航空株式会社(「ANZ」)、チャイナ エアライン(「チャイナ エアライン」)、エバー航空株式会社(「EVA」)、およびフィリピン航空株式会社(「PAL」)(総称して「和解に応じた被告」と和解しました。この訴訟は、2000年1月1日から2016年12月1日までの間のいずれかの時点で、米国からアジアまたはオセアニアまでの少なくとも1区間の便を含む航空券を購入した消費者を代表して申し立てられました。
- これは本件に関する2通目の通知です。それ以前にも、8社の被告との別の和解が既に成立しています。さらに4社の和解に応じた被告と、総額49,900,000ドル(これに加えて、通知および手続きの費用の一部を支払いに役立てるための追加の750,000ドル)の和解が成立しました。訴訟は、残りの被告(「非和解被告」)に対して継続されています。本通知は、和解に応じた被告との間の和解案の詳細、およびこれらの訴訟におけるあなたの権利をお知らせするものです。
- また、和解に応じた被告は、非和解被告に対する訴訟において、一定の協力をするに合意しています。
- 追加情報、重要文書、および本件の最新情報については、ウェブサイト(AirlineSettlement.com)をご覧ください。

この和解におけるあなたの法的権利と選択肢	
請求の申請	これは、支払いを受け取る唯一の方法です。
離脱する	和解による支払いを受け取らず、これらの訴訟の対象となる行為に対し被告らを個別に提訴するために現在有する権利を維持します。
和解への異議申立	裁判所に対し文書にて、この和解に異議を唱える理由を説明してください。
聴聞会に行く	和解に関して裁判所で意見を陳述することを求めます。
何もしない	和解による現金補償を受け取らず、これらの訴訟の対象となる行為に対し個別に被告らを提訴する権利を放棄します。

これらの権利と選択肢、および、これらを行行使する期限は、本通知に説明されています。

基本情報	3ページ
1. 本通知の内容は？	
2. これは何についての訴訟なのですか？	
3. 集団訴訟とは？	
対象となる消費者	3ページ
4. 自分が集団に含まれるかどうかは、どのようにすればわかりますか？	
5. 集団訴訟に含まれない人は？	
6. 誰が被告で、誰が共謀加担容疑者として申し立てられていますか？	
7. 和解したのに訴訟が続くのはなぜですか？	
和解による和解金	5ページ
8. この和解では何が提供されますか？	
9. 受け取れる金額はどれくらいですか？	
和解金の受け取り方法	6ページ
10. どうすれば和解金を受け取ることができますか？	
11. いつ和解金を受け取れますか？	
集団訴訟を続ける	6ページ
12. 集団訴訟に残った場合、何を放棄することになりますか？	
集団訴訟からの離脱	7ページ
13. どのように集団訴訟から離脱できますか？	
14. 離脱しない場合、後日、同じ件に対して訴えることができますか？	
15. 離脱した場合にも和解金は得られますか？	
和解に対する異議申立または発言	7ページ
16. どのようにして和解に異議を申し立てたり意見を述べたりできますか？	
17. 集団からの離脱と和解に対する異議申立との違いは何ですか？	
あなたの代理を務める弁護士	8ページ
18. 私の代理を務める弁護士はいますか？	
19. 弁護士はどのように支払いを受けるのですか？	
公正聴聞会	9ページ
20. 裁判所は和解を承認するかどうかを、いつどこで決定するのですか？	
21. 私は、聴聞会に出席する必要がありますか？	
22. 聴聞会で発言できますか？	
詳細情報を得る	9ページ
23. 詳細情報をどこで入手することができますか？	

基本情報

1. 本通知の内容は？

本通知は、複数の被告との和解（「和解」）が、あなたの権利に影響する可能性のあることを、裁判所がこの和解を承認するか否かを決定する前にお知らせするものです。

カリフォルニア州北部地区の連邦地方裁判所が本件を主宰します。本件は、太平洋線航空旅客反トラストに関する訴訟、MDL No. 1913と呼ばれます。訴えを起こした者を原告、訴えられた企業を被告と呼びます（質問6を参照）。

2. これは何についての訴訟なのですか？

この訴訟は、13社の被告とその共同謀議容疑者が米国とアジア／オセアニアの間の航空券の価格操作に合意したと主張しているものです。結果として、航空券の購入者は、必要以上の金額を支払った可能性があります。被告の航空会社等は不正を否定し、また和解に応じた被告等は責任を認めることなく本件の和解に合意しました。被告の1社である全日本空輸株式会社は、少なくとも2000年4月1日～2004年4月1日の間に米国で販売した太平洋線航空運送において、割引航空券の価格合意に関して罪を認めました。

それ以前にも、2015年に8社の被告との和解が既に成立しています。現在までに、さらに4社の被告との和解が成立しました。この被告グループは、「和解に応じた被告」と呼ばれ、以下の航空会社を含みます。ニュージーランド航空株式会社（「ANZ」）、チャイナ エアライン（「チャイナ エアライン」）、エバー航空株式会社（「EVA」）、およびフィリピン航空株式会社（「PAL」）。訴訟は、残された被告航空会社である全日本空輸株式会社に対して継続中です。

被告の全リストについては、以下の質問6を参照してください。このリストは、和解ウェブサイト（www.AirlineSettlement.com）でも入手可能です。

3. 集団訴訟とは？

集団訴訟では、同様の申立を行う集団またはクラスの人々を代表して「集団代表者」と呼ばれる1人以上の人々が訴訟を起こします。集団訴訟では、裁判所は集団から離脱した者を除き、すべての集団訴訟構成員のために争点を解決します。本件では、和解合意書にいくつかの集団が記載されています。

対象となる消費者

4. 自分が集団に含まれるかどうかは、どのようにすれば分かりますか？

集団訴訟構成員に関する具体的な詳細は、以下の各和解集団別に記載されています：

ANZ和解集団：

2000年1月1日から2016年12月1日までの間のいずれかの時点で、被告またはその共同謀議容疑者、またはその前身会社、子会社、もしくは関係会社から、米国からアジアまたはオセアニアへの少なくとも1区間の便を含む航空券を購入したすべての個人および法人。

EVA／チャイナ エアライン和解集団：

2000年1月1日から2016年12月1日までの間のいずれかの時点で、被告、またはその前身会社、子会社、もしくは関係会社から、米国からアジアまたはオセアニアへの少なくとも1区間の便を含む航空券を購入したすべての個人および法人。

PAL和解集団：

2000年1月1日から2016年12月1日までの間のいずれかの時点で、被告またはその共同謀議者、またはその前身会社、子会社、もしくは関係会社から、米国からアジアまたはオセアニアへの少なくとも1区間の便を含む航空券を購入したすべての個人および法人。

5. 集団訴訟に含まれない人は？

以下の人は集団に含まれません:

- ・ 政府企業
- ・ 被告および役員、取締役、従業員および直近の家族
- ・ 訴訟における以前の被告および親会社、子会社、関連会社

6. 誰が被告で、誰が共謀加担容疑者として申し立てられていますか？

和解に応じた被告は以下の通りです:

- ・ ニュージーランド航空株式会社
- ・ チャイナ エアライン(台湾)¹
- ・ エバー航空株式会社
- ・ フィリピン航空株式会社

申し立てられた被告および共謀加担者は以下の通り:

- ・ アメリカン航空株式会社
- ・ アシアナ航空株式会社
- ・ ブリティッシュ・エアウェイズPlc.
- ・ コンチネンタル航空株式会社
- ・ デルタ航空株式会社
- ・ ルフトハンザドイツ航空株式会社
- ・ 国際航空運送協会
- ・ 株式会社大韓航空
- ・ KLMオランダ航空
- ・ ノースウエスト航空株式会社
- ・ スカンジナビア航空
- ・ スイス インターナショナル エアラインズ
- ・ ユナイテッド航空株式会社
- ・ ヴァージン アトランティック航空

以下の航空会社は、以前に和解に合意し、裁判所はこれらの和解に最終承認を与えました。

- ・ キャセイパシフィック航空株式会社
- ・ 株式会社日本航空インターナショナル
- ・ マレーシア航空公開会社
- ・ カンタス航空株式会社
- ・ シンガポール航空株式会社
- ・ エールフランス航空株式会社
- ・ タイ国際航空株式会社
- ・ ベトナム航空株式会社

非和解被告は、以下の通り:

- ・ 全日本空輸株式会社(非和解被告)

¹ 中華人民共和国に拠点を置く中国国際航空(Air China Limited)は、被告でも共謀加担者でもありません。

7. 和解したのに訴訟が続くのはなぜですか？

それ以前にも、被告航空会社のうち8社との和解が既に成立しています。これらの和解における和解に応じた被告は、ANZ、チャイナ エアライン、EVA、およびPALです。残りの非和解被告は、和解に応じていないため、彼らに対して訴訟が継続されています。非和解被告は、全日本空輸株式会社です。

裁判の結果または将来の和解により、将来さらなる和解金を得られる可能性があります。反対に、訴訟が非和解被告に有利に結審し、さらなる和解金を得られない場合もあります。結果について保証はありません。

和解による和解金

8. この和解では何が提供されますか？

裁判所は、総額39,502,000ドルで8件の和解を既に承認しました。4社との新たな和解が、現在、裁判所の承認を申請中です。

和解金額: 各被告航空会社の和解金支払いへの貢献は以下の通りです。

企業	支払金額
ANZ	400,000ドル
チャイナ エアライン	19,500,000ドル
EVA	21,000,000ドル
PAL	9,000,000ドル
合計	49,900,000ドル

得られるあらゆる利息は、和解金に上乗せされます。また、和解に応じた被告らは非和解被告を訴追するため、弁護士に一定の協力をすることにも同意しています。集団訴訟構成員への支払い後に金銭が残る場合は、裁判所の承認するチャリティに寄付されます。和解合意に関する詳細は、www.AirlineSettlement.comでご覧いただけます。

9. 受け取れる金額はどれくらいですか？

現時点では、集団訴訟の権利のある各構成員がどの程度受け取れるかは不明です。支払いを受け取るには、有効な請求フォームを提出する必要があります。時間と費用を節約するため、支払いは訴訟結審後に行われます。

適格な請求については、各集団に該当する認定された請求の和解金が、割当て計画案に従って比例分配されます。しかしながら、既に請求された申し立てに基づく、平均支払い額は、請求された適格な航空券1枚あたり8.50ドルの範囲内になるだろうと推定されます。これは、ANAに関わる将来の和解または判決に対して支払われる金額を含みません。申立管理者は、請求期限直前に以前の和解から出た数多くの申し立てを受け取ります。そして、これらの申し立ては、いまだ聴取の対象になっていません。結果として、適格と確定した請求された航空券の数は、減少する可能性があり、対応する適格な請求の間で割り当てられる補償金額は、増加します。これらの和解集団は、和解合意の一部としてアジア／オセアニア発のフライトに関する請求権を放棄しません。

和解金の受け取り方法

10. どうすれば和解金を受け取ることができますか？

裁判所が終局的に和解を承認することを条件として、和解金を受け取るためには、請求フォームに記入し、オンラインで提出するか、書面で郵送してください。以前の和解で請求を申し立てた場合で、航空券の請求枚数を書き換えて元の請求フォームを補足したい場合は、新たに請求フォームに記入して提出する必要があります。請求フォームの提出期限は、2018年12月31日です。請求フォームの記入に関する追加情報は、www.AirlineSettlement.comをご覧ください。1-800-439-1781へお電話ください。

11. いつ和解金を受け取れますか？

和解金の支払い、訴訟終了後に行われます。

集団訴訟を続ける

12. 集団訴訟に残った場合、何を放棄することになりますか？

集団から離脱しない限り、権利放棄書に記載されたあらゆる申し立てについて、和解に応じた被告らを訴える権利を放棄することになります。また、この訴訟および和解に関して裁判所により何らかの決定が下された場合、あなたはそれに拘束されることになります。

和解金の支払いの見返りに、和解に応じた被告らは、これらの訴訟の根拠となっている事実に関する申し立てから解放されることになります。和解合意には、放棄される権利について記載されていますので、これを熟読してください。これが何を意味するかについて質問がある場合、質問18に記載されている弁護士に無料で問い合わせるか、ご自身の弁護士に問い合わせることができます。和解合意および具体的な権利放棄については、www.AirlineSettlement.comで閲覧できます。

集団訴訟からの離脱

13. どのように集団訴訟から離脱できますか？

1つ以上の集団から離脱するには、書状（以下「離脱の要求」）を郵送しなければなりません。記載必須事項は以下の通り：

- ・ あなたの氏名、住所、電話番号
- ・ 1つまたは複数の和解集団から離脱したい旨を記し、離脱しようとしている和解集団を記載します（例えば、「私／私たちは、太平洋線航空旅客反トラストに関する訴訟において、提案された和解集団の全て、または[離脱しようとしている和解集団を記載します]から離脱することをここに要求します。」）
- ・ あなたの署名

離脱の要請は、**2018年8月30日**の当日消印有効で、宛先は以下となります：

Transpacific Air Settlement Exclusions
P.O. Box 2209
Faribault, MN 55021-1609

14. 離脱しない場合、後日、同じ件に対して訴えることができますか？

いいえ。離脱しない限り、あなたは集団にとどまり、和解合意によって放棄された申し立てに対して、和解に応じた被告を個別に訴える権利を放棄します。

15. 離脱した場合にも和解金は得られますか？

いいえ。離脱する場合は和解金を請求することはできず、和解からお金を受け取る資格を失います。

和解に対する異議申立または発言

16. どのようにして和解に異議を申し立てたり意見を述べたりできますか？

和解の状況に対して異議があれば、以下の住所に文書を送ることによって、あなたの意見を裁判所に表明することができます。記載必須事項は以下の通り：

- ・ あなたの氏名、住所、電話番号
- ・ 事件の名称および番号（太平洋線航空旅客反トラストに関する訴訟、カリフォルニア州北部地区事件番号3:07-cv-05634-CRB）
- ・ 和解集団の構成員である証拠

- ・ あなたを弁護している弁護士の氏名、住所、電話番号
- ・ あなたの異議申立に関する具体的な詳細
- ・ あなたの署名

異議を申し立てることによって、和解の承認への否認を裁判所に求めることができます。裁判所に和解金を増額するよう求めることはできません。裁判所は、和解の承認か否認だけを行うことができます。裁判所が承認を否認した場合は、和解の支払いが出されずに、訴訟が続きます。あなたがそれを望む場合、異議を唱えてください。

意見または異議は、**2018年8月30日**の当日消印有効で、以下の2箇所の住所に郵送してください:

裁判所	弁護団
Clerk's Office United States District Court for the District of Northern California 450 Golden Gate Avenue San Francisco, CA 94102	Transpacific Air Settlement Objections P.O. Box 2209 Faribault, MN 55021-1609

17. 集団からの離脱と和解に対する異議申立との違いは何ですか？

集団から離脱する場合は、あなたが和解への参加を希望しないことを裁判所に伝えることとなります。そのため、和解金を受け取る資格がなくなり、和解に対する異議を申し立てることもできなくなります。異議申立は、単に和解について何らかの不満があることを裁判所に伝えることを意味します。異議申立により、申し立てを行う資格がなくなることはなく、支払いを受け取る資格を失うことにもなりません。

あなたの代理を務める弁護士

18. 私の代理を務める弁護士はいますか？

裁判所は、あなたとその他のすべての集団訴訟構成員を代表するものとして、以下の法律事務所を弁護団として指名しています

Cotchett, Pitre & McCarthy LLP San Francisco Airport Office Center 840 Malcolm Road, Suite 200 Burlingame, CA 94010	Hausfeld, LLP 44 Montgomery Street Suite 3400 San Francisco, CA 94104
--	--

和解に関して質問がある場合は、弁護団またはご自身の弁護士に、ご自身の費用負担において相談することができます。

19. 弁護士はどのように支払いを受けるのですか？

皆様から弁護団への支払いは別途発生しません。弁護団は、現時点では弁護士費用または経費の払戻しを請求していません。弁護団は、和解の最終承認に関しては弁護士報酬を請求します。本通知に記載されている和解合意に関しては、弁護団が請求する費用は、和解金の3分の1を超えません。弁護団は、訴訟を継続するために費やした時間と労力に対して追加の集団代表者につき7,500ドルを超えない金額のインセンティブを承認することを裁判所に求めます。弁護団は、最終承認のための聴聞会の35日前までに、弁護士費用と経費に関する申請を提出します。

公正聴聞会

20. 裁判所は和解を承認するかどうかを、いつどこで決定するのですか？

裁判所は、**2018年9月14日午前10時**に、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所(450 Golden Gate Avenue, San Francisco, CA 94102)17階の第6法廷で公正聴聞会を開催します。聴聞会は、追加の通知なしに日時が変更されることがありますので、www.AirlineSettlement.comで最新の情報を確認してください。この公正聴聞会で、裁判所は、和解が公平、合理的、適切であるかどうかを検討します。異議申立や意見がある場合、裁判所はその場で検討します。聴聞会后、裁判所は、各和解を最終的に承認するかどうかを決定します。この決定に要する時間は分かりません。

21. 私は、聴聞会に出席する必要がありますか？

いいえ。弁護団が、裁判所の質問に答えます。ただし、自費負担で出席していただいても構いません。異議申立か意見を送った場合、あなたがこれについて話すために出席する必要はありません。期限内に文書による異議を郵送した場合、裁判所はこれを検討します。弁護士を自費で雇ってあなたの代わりに出席してもらうこともできます。

22. 聴聞会で発言できますか？

質問16に記載されているように、和解に対する異議申立か意見を送った場合は、公正聴聞会で発言する権利が発生します。集団訴訟から離脱している場合、聴聞会で発言することはできません。

詳細情報を得る

23. 詳細情報をどこで入手することができますか？

本通知には和解の概要が記載されています。和解に関する詳しい情報は、www.AirlineSettlement.comをご覧くださいか、電話(1-800-439-1781)で、または書面(宛先はTranspacific Air Settlement, P.O. Box 2209, Faribault, MN 55021-1609)でお問い合わせしていただくことにより入手できます。

本件の法廷訴訟事件一覧表にアクセスすることにより、公式法廷ファイルのコピーを入手することもできます。

<https://ecf.cand.uscourts.gov>で、裁判所のパブリックアクセスから法廷電子記録(PACER)システムにアクセスする。

- ・ 月曜日～金曜日の午前9時～午後4時(裁判所の休日を除く)に、カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所(450 Golden Gate Avenue, San Francisco, CA 94102)の書記官事務所を訪問する。

これらの和解や請求の経過について尋ねるために、裁判所や書記官事務所に電話をかけることはお控えください。